

## 令和5年度岐阜県住宅宿泊事業審議会開催結果

### 1 日時

令和6年2月16日（金） 13:00～14:20

### 2 場所

岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室

### 3 委員

大池 かおり（平井法律事務所 弁護士）＜委任状＞

大澤 淳（ジェットロ岐阜貿易情報センター 所長）

岡本 真理子（東海学院大学健康福祉学部 教授）

柴橋 正直（岐阜県市長会 会長（岐阜市長））＜委任状＞

会長 竹内 治彦（岐阜協立大学 経営学部教授）

堀 泰則（岐阜県商工会議所連合会 高山商工会議所 副会頭）＜委任状＞

三井 栄（岐阜大学 社会システム経営学環／地域科学部教授）＜オンライン＞

以上7名 ※50音順

### 4 議事

報告 本県における住宅宿泊事業の現状について

- ・住宅宿泊事業の届出状況
- ・宿泊実績の状況

議題（1）住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保について  
（2）観光旅客の来訪及び滞在を促進するための取組について

### 5 議事要旨

別紙のとおり

## 令和5年度岐阜県住宅宿泊事業審議会・議事要旨

### 1 あいさつ

- ・渡辺健康福祉部次長あいさつ

### 2 報告

本県における住宅宿泊事業の現状について

- ・住宅宿泊事業の届出状況

#### 【質疑応答】

<会長>

実稼働数とは、どのような意味か。

<事務局>

届出件数から廃止件数を引いたものであり、実際に稼働しているかどうかは不明である。

- ・宿泊実績の状況

#### 【質疑応答】

<委員>

フランス国籍の方の宿泊利用が多い理由は何か。

<観光誘客推進課長>

フランスからの訪岐は多い傾向ではある。また、揖斐川町では、フランスでの勤務経験のある方が古民家を活用した住宅宿泊事業を行い、多くの方の利用があることも影響しているのではないか。

<委員>

外国人宿泊者の国籍について、国内在住の方あるいは外国からの方のどちらが多いのか。それによって、情報発信の仕方も異なると思う。

<住宅宿泊事業対策監>

事業者からの定期報告では、宿泊者の国籍のみの報告のため、訪日客か国内在住者かの区別は分からない。

<観光誘客推進課>

宿泊者は、フロントでパスポート提示の義務があるが、旅行者か居住者かはこれによっても分からない。

<会長>

国籍を調べることは、生活衛生課の所管事務ではないと思う。  
全数調査は難しく、サンプル調査などによるしかないであろう。

### 3 議題

#### (1) 住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保について

##### 【質疑応答】

<委員>

違法民泊調査の方法について、職員が主要な民泊サイトを実際に確認しているのか。  
今後、件数が増えていくと大変なものとならないか。

<事務局>

調査方法はその通りである。

<住宅宿泊事業対策監>

事業者調査から、情報発信の主な手段はインターネットであり、仲介サイトの中で  
エアアンドビーの利用が最も多い結果であった。

<会長>

コロナ禍において保健所業務は大変であったが、現在は5類扱いとなり、業務は落  
ち着いている。

##### 【決議】

住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保について、これまでどおりの取組とし  
て賛成が得られた。

#### (2) 観光旅客の来訪及び滞在を促進するための取組について

##### 【質疑応答】

<会長>

事業を管理しつつ促進することは相反するものであり、生活衛生課としては、本来  
の趣旨である管理及びチェックが主たる業務である。県の責務の1（理解を深める）  
及び3（苦情、相談）、4（健全な事業者育成）は管理するものの業務である。2（連  
携協力体制の確保）は事業促進に係るものであり、観光部局において、岐阜県にお越  
しいただくには、どういう可能性があるか、ニーズに込んでいるか、ニーズを喚起で  
きないかなどを総合的にまとめて促進していく。その発展を、生活衛生課がチェッ  
クをすることがあってほしい分業の姿である。

<観光誘客推進課>

元々、住宅宿泊事業は東京オリンピック等により宿泊施設が足りないことから、ま  
た海外から始まったものである。

本県の事業者から、住宅宿泊事業の振興に対して賛同を得ることが、難しい側面も  
ある。観光関連の協会や組合は、地域活動に貢献している。コロナ禍にて事業者に対

する支援金制度を設けたが、住宅宿泊事業者については、個人か業かの区別が難しく対象外としたが、その後の全国旅行支援制度（割引、クーポン）においては、途中から対象とした。

インバウンドを対象に旅行会社と商談する際は、市町村及び協会と連携をしながら行っており、協会等に参加していない住宅宿泊事業者に係るプロモーションは、現段階では難しいという認識。

メディア等から古民家を改築した施設に泊まりたいといった声が稀にあったり、宿泊施設の少ない多治見市では陶磁器製作の体験をしながら民泊施設に泊まることが少しずつ増えている。

観光地の施設紹介ではホテル・旅館業が中心となるが、ホテル・旅館業が少ない地域や古民家の一棟貸切りなど特徴的な物件などがある場合は、民泊との連携の可能性はあるのではないかと考える。

#### <会長>

制度の開始当初は、シェアリングエコノミーを進めると考えていた。閑散期がある地域、旅館ホテルが充実した地域では住宅宿泊事業は難しい。古民家を活用した一棟貸などから、少しずつ制度を浸透させていく方法もある。

#### <健康福祉部次長>

岐阜県の施設数と宿泊者数において、旅館ホテルと住宅宿泊事業では数に大きな差がある。全国においては、岐阜県は平均に届いていないような状況である。

生活衛生課は衛生管理の規制を行う所属であり、観光事業推進の部局、農村振興、空き家対策、治安といった住宅宿泊事業に関連のある部局と全体で意見交換を行い、県庁が一体となって事業を推進していかなければいけない。

#### <会長>

実施する施策については各課にまたがることもあることから、全庁で行っていただきたい。

### 【決議】

観光旅客の来訪及び滞在を促進する施策の推進について、実施する施策について、賛成が得られた。

### 【意見】

#### <会長>

以前この審議会で、事業者及び市町村からの取組に対する説明があったので、またそのような成功事例等を紹介して欲しい。

#### <委員>

住宅宿泊事業を活用した官民連携による町おこし、賑わい創出としての良い事例を

市町村に紹介し、制度の周知に繋げると良い。

<住宅宿泊事業対策監>

令和2年3月に県内事例集を作成し、県のホームページで公表している。今後、随時更新していきたい。

<委員>

市町村調査で、担当者の2割が制度を理解していないこと、住宅宿泊事業に関する取組は9割が行っていない。魅力づくりも必要だが、これから始めようとする市町村に対し、成功事例を紹介するなどの啓発が必要である。

<健康福祉部次長>

県の責務としての市町村との連携が、十分でない状況であると認識している。

市町村の役割は、法令等には規定されていないが、理解を深めていただくことにより、住宅宿泊事業の活用を図っていく。

<委員>

市町村担当者説明会の出席率はどのようなか。

<住宅宿泊事業対策監>

資料では計画を記載しており、現在は未実施である。来年度から開催していく。

<会長>

担当者とはだれを指すのか。基本は保健所だが、県と岐阜市にしかない。そもそも、担当者がいないとの結果が出ている。特別な観光プランに併せて、担当を決めるしかないのではないのか。住宅宿泊事業ならではの観光の仕方に基づき、それがどこの所管となるのかであるが、なかなか難しいことである。

<委員>

最近、ふるさと納税で体験宿泊等もあり、そういった活用方法もあるのではないのか。

<会長>

関東圏では、ジビエの肉の処理などの体験を宿泊して行うなど、これまでの家族旅行の概念を超えるものも出てきている。林業など、地域の特性を生かしたものの活用も見られる。

来年度は「清流の国ぎふ」文化祭があり、この機会を捉えていくと良い。

**【委員からの意見（書面により提出）】**

<住宅宿泊事業対策監>

委員からの意見をご紹介します。

簡易宿泊施設と民泊施設の重複登録及び廃業届が出ていないとのご意見がありました。制度上では重複登録を行うことが出来ず、また、届出及び立入調査時には保健所において確認しているため、このようなことは考えづらいものの、今後とも確認指導を徹底していく。

次に、管理者不在型について、実態が把握できないとのご意見がありました。届出施設には標識の掲示義務があり、家主不在型においては管理業者の登録番号及び緊急連絡先が表示されているため、第3者も知ることができ、苦情等があれば保健所は対応している。今後、家主不在型の住宅宿泊事業者に対し、適正管理指導を強化していく。

最後に、廃業届が出されていないとのご意見がありました。事業者からの定期報告により、宿泊実績は把握しており、長期に宿泊実績が無いようであれば、事業継続の有無について事業者の意向を確認しながら、必要に応じて、廃業届の提出を指導するなどしていく。

以上